

## 定例監査の結果

### 1 監査の期間

平成29年 6月22日から平成29年 7月 7日まで

### 2 監査の対象

#### (1) 対象部課

上下水道部下水道管理課及び下水道整備課

#### (2) 対象期間

平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日

### 3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

### 4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

#### (1) 下水道管理課

ア 契約事務において、下記のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 50万円を超える契約において、予定価格が定められていないものがあつた他、予定価格書が封入されていないものが散見された。

(イ) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由が不明確なものが散見された。

(ウ) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号における随意契約で、西尾市契約規則第24条の2で定める公表の手続きを行っていないあつた。

(エ) 契約締結伺い又は契約書に、契約保証金に関する事項の記載のないものがあつた。

(オ) 契約書に暴力団排除に関する事項の記載のないものがあつた。

(カ) 監督職員が任命されていないものがあつた。

イ 公印の使用について、決裁文書を公印管守者に提示せずに使用していた。公印の重要性を認識し、適正な事務をされたい。

ウ 歳入通知書について、決裁を受けていなかった。歳入管理について適切な事務処理をされたい。

エ 出張命令及び復命の受理における専決区分で、課長補佐が配属されている場合の主査以下に係るものについて、課長補佐でなく課長が専決者となっているものがあつた。

西尾市決裁規程に則つた事務処理をされたい。

オ 下水道事業受益者負担金における受益者変更届について、下記のとおり不備が見受けられた。条例施行規則に則つた適切な事務処理をされたい。

(ア) 条例施行規則で定められた様式と相違するものを使用していた。

(イ) 変更の届出が、変更の事実が発生した日から14日以内に提出されていないものが散見された。また、変更の事実が発生する日より前に提出されているものがあつた。

## (2) 下水道整備課

ア 契約事務において、合理的な理由がないにもかかわらず、契約を分割しているものがあつた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

イ 出張命令及び復命の受理における専決区分で、課長補佐が配属されている場合の主査以下に係るものについて、課長補佐でなく課長が専決者となっているものが散見された。また、主査専決について、課長補佐又は主任主査が配属されている場合、どちらかが専決者となるにもかかわらず、課長が専決者となっているものが散見された。

西尾市決裁規程に則つた事務処理をされたい。